

## 1 改正の趣旨

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、令和5年度に講じるべき措置として、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の引上げについて示され、これを踏まえた地方税法施行令等の一部改正が予定されることから、この国の方針に沿った基準に改めるもの。

## 2 主な改正内容

- 1 国民健康保険税の均等割額5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げるもの。
- 2 国民健康保険税の均等割額2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げるもの。

現行	改正後
軽減判定所得 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) ＋10万円×(給与所得者等の数－1) 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(28.5万円×被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1) 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(52万円×被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	軽減判定所得 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) ＋10万円×(給与所得者等の数－1) 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(29万円×被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1) 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(53.5万円×被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)

## 3 近隣自治体の改正状況

自治体	改正時期	改定内容
桶川市	専決処分（6月議会報告）	北本市と同様の改正
鴻巣市	専決処分（6月議会報告）	北本市と同様の改正

## 4 施行期日

施行日 令和5年4月1日予定  
（令和5年度分の国保税から適用の予定）

(素案)

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料

(素案)

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険税の減額) 第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ 略</p>

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ 略

2 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ 略

2 略